

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：愛厚大曾根保育園	種別：保育所
代表者氏名： 谷川 久美	定員（利用人数）： 70名（74名）
所在地： 愛知県名古屋市北区芦辺町3丁目5番5号	
TEL： 052-981-0644	
ホームページ： https://www.ai-kou.or.jp/child_ozone/	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日： 平成24年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 愛知県厚生事業団	
職員数	常勤職員： 13名 非常勤職員： 16名
専門職員	(園長) 1名 (保育補助) 2名
	(主任保育士) 1名 (調理師) 3名
	(保育士) 22名
施設・設備の概要	(居室数) 4室 (設備等) 冷暖房完備、床暖房

③理念・基本方針

<p>★理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人 私たちの誓い「私たちは、繋ぐ、紡ぐ、育むことを通して、ともにあなたの思いをかたちにします。」 ・施設・事業所 子どもが主体的に活動できる保育の実現 一人ひとりの子どもが尊重され「自分は大切にされている」と感じ、安心して活動できる『場』の提供をする <p>★基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的な雰囲気の中で一人ひとりの子どもと誠実に向き合う保育を目指す。 ・異年齢・同年齢の関わりの中で子どもの力を引き出す。

④施設・事業所の特徴的な取組

・乳児保育では、育児担当制の保育を取り入れ、子ども一人ひとりの育ちに合わせた無理のない生活の流れをつくり、いつも同じ大人が関わることで子どもたちが安心して主体的に遊んだり活動できるようにしている。

・幼児クラスでは、縦割り保育を取り入れ、異年齢の子どもたちが交流することで同年齢の子とだけでなく遊びの幅が広がっている。また、2歳児クラスの子のお世話を5歳児の子がしてくれる機会を多く持ち、小さい子へのいたわりや大きい子への憧れなど相互に様々な異年齢の経験ができるようにしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年 7月28日(契約日) ~ 令和 5年 3月29日(評価確定日) 【令和 4年 2月 7日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	2 回 (平成29年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園長の改善意識

園長は今年度からの登用であり、法人内の他園からの異動である。かつて長い期間本園で一般職員として勤務した経験があることから、園の長所や課題をつぶさに感じ取っている。着任1年目から課題の改善・改革に着手し、理念として掲げる「子どもが主体的に活動できる保育の実現」を目指している。まず1年目は、「乳児クラスの育児担当制」の導入に力点を置いている。そのために、職員に意識改革を求め、保護者の理解を得る活動につなげている。

◆周知徹底のための会議体の工夫

園長をはじめ約30名の職員が様々な勤務シフト（早番、遅番、日勤等）で働いており、勤務形態も正規職員や長時間パート、短時間パート、派遣職員、アルバイト等、多岐にわたっている。職員が一堂に会して討議したり連絡事項を徹底することは困難を極めるが、会議により多くの職員の参加を求めるため、同じ日の午前と午後の2回、同じ内容の職員会議を開いている。また、内容の濃い討議を求め、職員会議とは別に乳児クラスはクラス別の会議を、幼児クラスは3クラス合同の会議を行っている。

◆子ども一人ひとりに合わせた保育

今年度から、乳児保育を担当制にしている。子ども一人ひとりに合わせた生活リズムや子どもの要求に対応し、乳児期の育ちを確かなものにする保育を展開している。職員は、集団の中でも一人ひとりを大切にすることの大切さを実感し、保護者の理解も得られている。

◇改善を求められる点

◆中・長期計画の策定

園長の頭の中には将来の園の姿が描かれているが、中・長期計画の作成はない。5年後を目途に、園長は保育理念である「子どもが主体的に活動できる保育の実現」を完成させようと考え、1年目は「乳児クラスの育児担当制」に取り組んでいる。来年度からは、幼児クラスでも新たな取組みが始まる。それらの園長の頭の中にある5年間のシナリオを、中・長期計画として明文化することが求められる。

◆管理面の充実を

改革派であり行動型の園長であることから、改善や改革に向けてのスピード感がある。一方で、計画立てて物事を進めたり、事後に記録を残す等の管理面が疎かになっている。評価当日も、資料や記録類の提示に時間を要す場面が多々あった。園長自身が管理面の弱さを露呈すると、他の職員にも波及し、園全体の管理が緩くなり統一性を欠くことになる。均一した高いレベルの保育を実践するためにも、園長自身が管理面の充実に腐心することを期待したい。

◆保護者ニーズの収集

毎月「園だより」にて、保護者アンケートを行っている。しかし、ほとんど意見や要望がない状態である。現行の「園だより」の活用法は、保護者意見を集める方法としては優れている。保護者に対し、それを使って意見や要望を出そうとの意識喚起の「仕掛け」が求められる。保護者ニーズの視点を明確にして、アンケート方法を工夫することを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

総評を受け、改めて良かった点と改善していく点を確認することができました。保護者や園児が安心して利用できる施設として安定した運営ができるよう、中・長期計画を文章化し、職員と共に保育に対しての理解を深めていきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ・b・c
<コメント> 就任1年目の現園長は、4月の着任後すぐに保護者アンケートを行い、園運営や保育の内容に関する意見・要望の聞き取りを行った。子どもや保護者に寄り添った保育を目指すことの意味表示であるが、コロナ禍によって園（園長）と保護者との接点が少ないにも拘らず、今回の第三者評価での保護者アンケートの「理念・方針の保護者周知」は、84%の高い肯定率を示した。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ・b・c
<コメント> 区の園長会が毎月対面にて開催され、終了後には民間園だけの園長が集会を開いている。ここでの意見交換によって各園の課題が共有され、新人園長にとって貴重な情報収集源となっている。さらに、法人の3園の園長会が不定期で開かれ、毎月の法人経営会議でも園運営に関する指針が示される。また、市からのメール配信が頻繁にあり、園運営に必要な情報に不足はない。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・Ⓑ・c
<コメント> 着任早々から取り組んでいる「乳児保育の見直し（育児担当制）の職員理解と保護者理解」と、「新人職員の育成」を喫緊の課題として捉えている。紆余曲折、試行錯誤をしつつ前に進んでいるが、課題の大きさ故に一朝一夕に成果を見ることは叶わず、取り組みの評価は来期以降となる。新人職員のモチベーションの向上、ベテラン職員の意識改革がカギとなる。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・Ⓑ・c
<コメント> 5年後を目途に、園長は保育理念である「子どもが主体的に活動できる保育の実現」を完成させようと考えている。その手始めの1年目（令和4年度）は、「乳児クラスの育児担当制」に取り組んでいる。来年度からは、幼児クラスでも新たな取り組みが始まる。それらの園長の頭の中にある5年間のシナリオを、中・長期計画として明文化することが求められる。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・Ⓑ・c
<コメント> 現在（令和4年度）の事業計画は前園長の手になるものであり、現園長が内容を変更することなく引き継いで取り組んでいる。事業計画の中の3点の重要取組事項には明確な数値目標が設定されており、期末の終了時評価（事業報告）が曖昧になることはない。課題は、事業計画策定の根拠となる中・長期計画が存在しないことである。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 様々な勤務シフト（早番、遅番、日勤等）があり、勤務形態も正規職員や短時間パート、長時間パート、派遣職員、アルバイト等、多岐にわたっている。より多くの職員の参加を求めるため、同じ日の午前と午後 の2回、同じ内容の職員会議を行っている。また、内容の濃い会議とするために、乳児クラスはクラス別の 会議を、幼児クラスは合同で会議を行っている。事業計画の作成や見直しには、これらの会議が活用され る。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 今回の保護者アンケートでは、「理念・方針の保護者周知」と同様に「事業計画の保護者周知」も高い肯 定率（72%）を示している。パンフレットや「入園のしおり」等を有効に使い、数少ない機会の中で丁寧 に説明したことによる効果と見る。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能してい る。	保8	a ・ ① ・ c
<コメント> 法人の方針もあって、5年ごとに第三者評価を受審している。受審しない年は園長と主任は「目標達成度 評価シート」を使い、正規職員は「自己評価」を使って自己評価を行っている。課題としては、この自己評 価の運用が正規職員以上を対象としていることであり、非正規職員（パート職員、派遣職員等）にも同様の 振り返りを行うことが望ましい。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、 計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ① ・ c
<コメント> 自己評価の取組みはあるが、集計・分析する仕組みがなく、園全体の課題の抽出には至っていない。現在 課題として認識しているものに関しては、園長が直感的に感じ取っているものと言える。改善策の実施にあ たっては、責任者（誰が）、期限（いつまでに）、実施方法（何をやる）を明確にして取り組むことが肝要 である。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ・c
<コメント> 園長の役割や責務は「運営規程」によって明確になっており、その記述から園長不在時の災害発生等の際には、主任が園長の権限を委任されることが読み取れる。保育理念に根差した強い信念を持ち、園長就任1年目から様々な改善、改革を行っている。職員会議やクラス会議で理解を求め、保護者に対しても説明責任を果たしているが、本人が苦手とする文書化の遅れが目立つ。「園だより」等で所信を表明されたい。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ・c
<コメント> 法人、園（園長）ともにコンプライアンスの重要性を認識しており、「職員行動規範チェックリスト」を使用して、子どもに対する権利侵害が起きていないか振り返っている。法人が集計・分析し、疑問符の付く（数値の低い）項目に関しては園に再教育の指示が来る。法人の「虐待防止指針」が整備されているが、高齢者虐待や障害者虐待の防止に力点が置かれており、児童虐待の防止に触れられた部分が少ない。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	Ⓐ	b・c
<コメント> コロナ禍によって様々な園行事や地域の行事が中止、縮小となり、子どもや保護者のモチベーションは低下傾向にある。それを防ぐために、保育参観を分割開催したり、懇談会は時間を短縮して開催に漕ぎつけた。形は変わったが運動会も開催し、今年度のクリスマス会には保護者の参加を認めた。「コロナだからできない」から「コロナでもできる」への意識転換や工夫が見られる。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	Ⓐ	b・c
<コメント> 着任早々に職員アンケートを実施し、職員全員の意見や意向を聞き取っている。保育理念である「子どもが主体的に活動できる保育の実現」のためには、職員の意識改革が必要であると考え、身近なことから改善を進めている。「園だより」は手書きからパソコン入力に変更され、サイズもB4からA4に変わった。法人が実施したストレスチェックでも、職員の精神面に心配な点は出していない。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a	ⓑ・c
<コメント> 正規職員の採用・確保は法人が主導して行われているが、パート職員や派遣職員に関しては園長が採用権の一部を有している。職員人事に関する園の役割は離職防止と考えており、毎年秋に実施する「自己申告」や面談によって職員の就労意向を確認している。欠員が生じた場合の補充は派遣職員の受入れとなることも多く、計画性のある人事政策とは言い難い。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ・c
<コメント> 来年度より本格的なキャリアパスの導入となる。現在は終身雇用型の人事制度であり、体系的な人事考課は運用されていない。「能力発揮度評価シート」や「自己評価」のツールを使って目標管理を行っているが、人事考課と目標管理の相関性が見られない。次年度の運用となるキャリアパスに、人事考課や目標管理の仕組みを連動させることを期待したい。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の離職防止を目的に、職員にとっての働きやすい職場づくりを推進している。秋に実施する「自己申告」によって職員の就労意向を確認し、突然の離職者が出ないようにしている。有給休暇の取得を奨励し、事前申請による時間外労働も多くはない。育児休業中の正規職員をパート職員として復職させたり、派遣職員の正規職員への転換を試みる等、職員雇用に柔軟な姿勢で臨んでいる。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>「自己評価」の様式を使い、目標管理を行っている。園の事業計画に示す「重点取組事項」に連動する個人目標を設定して取り組んでいる。しかし、課題も多い。この取組みの対象が正規職員だけであって、パート職員や派遣職員は対象外である。また、目標設定時に面談が行われず、個人目標の妥当性が論じられていない。面談は終了時評価の時だけで、期中の進捗評価も行われていない。</p>		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」の中に「研修計画」の項目を設け、基本的な方向性を示している。市や区、法人、市立保育園連盟等が主催する研修に参加しているが、ファイリングに問題があって研修計画を確認することができなかった。履修後には「復命書」や「研修報告書」が提出され、研修で学んだ点や今後の保育に活かしたいことなどが記載されている。これが保育実践の場で実践されたか否かを確認されたい。</p>		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>研修の記録として、法人の主催する研修とその他の研修とに分けて綴られ、研修の受講数は多い。事業報告書によれば、前年度は延べ55名が園外の研修を受講している。しかし、研修効果の確認が行われていないことに加え、履修管理が職員個別に行われていない。来年度から運用開始となるキャリアパスを有効に機能させるためにも、職員個々の履修管理を期待したい。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ下ではあるが、主任を責任者として今年度は4名の保育実習生を受け入れている。「実習受入れマニュアル」に沿って受け入れているが、仕組みとしての課題が散見される。PDCAサイクルに照らしても、P（計画）ではマニュアルに不備（目的や意義が不明）が見られる。C（評価）では、反省会の記録が残されていない。A（改善）では、次回の実習生への反映が不明となっている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>法人や園のホームページを使って情報発信をしている。園のホームページは、園での子どもの様子等を多く掲載し、在園児や未就園児の保護者にとっての関心ごとや興味を引く内容となっている。一方で、管理面での情報発信量は少ない。園（園長）の目指す方向を示すためにも、事業計画や事業報告、苦情の解決状況等を公表することが望ましい。</p>		
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園での現金の收受は、5万円を限度とする小口現金制で管理されている。現金出納の決裁者は園長であり、現金を扱う出納員を主任とし、それぞれの役割を分かちことによって内部牽制が働く仕組みがある。定期的に法人監事による内部監査が行われ、今年度はコロナの感染状況を考慮して書面監査となった。行政監査も、同じく書面監査として実施された。両監査とも、特段の指摘・指導事項はない。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<p><コメント> 「保育の全体的な計画」の中に「地域の実態に対応した保育事業と行事への参加」の項目を掲げ、具体的な取組を明示している。しかし、長引くコロナ禍によってそのほとんどが中止となっており、唯一「高校生のインターンシップ受入れ」だけが実施された。</p>				
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	ⓑ	c
<p><コメント> 高校生のインターンシップの受入れは行ったが、小学生や中学生の福祉体験学習の受入れは中止となった。マニュアル整備が遅れているが、様々な種類のボランティア受入れに対応するために、汎用性の高いマニュアルの作成が求められる。</p>				
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	ⓐ	b	c
<p><コメント> 園に関わる社会資源のリストが、事務室に掲示されたり設置されたりしている。行政機関は「電話早見表」に、医療機関は「緊急連絡」に、またそれ以外の関係先（取引先等）は「取引業者一覧表」にまとめられている。児童相談所からの問い合わせ案件が1件あり、秘匿性に配慮して園長の専任事項として対処し、担任とのみ情報共有している。</p>				
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	ⓑ	c
<p><コメント> 「保育の全体的な計画」では「子育て支援の日」を毎月設定していたが、コロナ禍によって開催を自粛している。区の「子育てわかば」は中止となったが、唯一、区の講堂で開催された「北区子育て広場」には園長他数名の職員が参加した。積極的な地域の福祉ニーズの収集・把握は、コロナ収束を待つこととなる。</p>				
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	ⓑ	c
<p><コメント> 地域をも視野に入れた災害時の食料や備品の備蓄をしている。ただそれらの備蓄品が1階に保管されており、園がハザードマップ上の水害警戒区域内に立地することを考慮すると、保管場所としては不適切と言わざるを得ない。また、AEDを設置していることから、周辺地域へ周知することが望ましい。</p>				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>「人権セルフチェック」を行い、職員間で子どもへの対応を話し合っている。「あとでね」や「待っててね」等、つい使ってしまう言葉の背景について話し合い、今後の対応を考える機会を持っている。また、オンライン研修ではあるが、人権やハラスメントについて学ぶ機会もある。外国籍の子どもも在籍しているが、文化の違いを尊重する工夫までには至っていない。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人が作成した「コンプライアンス推進マニュアル」が職員全員に配付されている。新規採用者対象に、年1回コンプライアンス研修が行われている。今後は、園内での読み合わせを行うことで、マニュアルを実践場面での活用に結び付ける計画がある。保護者へもプライバシー保護についての掲示や説明等行っていくことを期待する。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>園のリーフレットを、地域の回覧板で知らせたり園見学の保護者に配付したりしている。毎年、見直しはしているが、大きく変わることはない。園長・主任で見直しをしているが、職員全員の意見を集約する機会を工夫されたい。また、園の特徴を分かりやすく伝えるために、視覚に訴える工夫も期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>入園前に、保育内容を「入園のしおり」や「重要事項説明書」に沿って保護者に話をし、同意を得ている。特に配慮の必要な保護者へは、市の専門職員（心理士）のアドバイスを受けて支援している。職員間でも情報共有をして、支援方法を統一している。年2回アドバイザーからの助言があり、保育支援に繋がっている。また、必要に応じて記録に残している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>転園児は、転園先への子どもの書類の引継ぎはなく、転園先から問い合わせがあれば対応している。卒園児に口頭で、卒園後も引き続き相談等の話を聞くことを知らせているが、文書化はされていない。園で継続的な支援が受けられることを、保護者に案内する文書を工夫されたい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント></p> <p>毎月「園だより」にアンケートを記述するスペースを設けている。利用者満度に繋がる手立てとしているが、ほとんど意見がない。行事後には、感想などが寄せられることもある。保護者ニーズに繋がるアンケート方法の工夫を期待する。コロナ禍によって行事が中止になることが多かったが、保護者は、工夫しながらの開催を望んでいることを知り、今後の課題としている。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の窓口が「重要事項説明書」に記載され、複数の受付窓口を選択できるようになっている。近隣からの苦情もあり、園長が対応して解決を見ている。職員へは、朝礼で情報共有を行い、保護者対応を行っている。苦情内容と対応方法について、記録を残して保管している。職員は、苦情の結果は共有しているが、仕組みについての共通理解には課題を残している。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>送迎時に、職員から積極的に保護者に声をかけ、コミュニケーションをとり、相談をしやすい雰囲気づくりを心掛けている。「入園のしおり」に、相談窓口が複数記載されている。苦情だけでなく、相談にも応じることを保護者に理解を得る記載方法を工夫されたい。また、相談時の保護者のプライバシーに配慮し、適切な相談場所の確保があることも案内されたい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>意見箱が玄関に設置しており、「園だより」の一部を切り取って意見を自由記述出来るような仕組みがある。しかし実際には、送迎時の話から保護者の意見や不安を聞き取ることが多い。相談内容は個人記録に記載し、保育に繋がったり保護者支援に繋がったりしている。相談を受けた職員は、内容によって主任・園長に報告し、助言を受けている。相談対応のマニュアル作りが課題である。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どものひっかきや噛みつき等について、その都度、園長・主任を交えて担任が話し合い、結果を全職員に回覧して押印している。半年に1回、職員全員でインシデント会議を行い、小さいことを放置すると大きな事故に繋がるという意識を持つようにしている。法人に対しても、半年に一度報告している。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>「入園のしおり」に子どもの感染症についての症状等が丁寧に記載され、保護者の理解に繋げている。年1回園内研修にて、嘔吐物や下痢の処理方法について研修を行っている。感染症が発生した場合は、症状も知らせ保護者に分かりやすく伝えている。職員個々に配付されている「保健衛生マニュアル」を読み合わせ、感染症や予防の知識を深める機会もつことを期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>ハザードマップから想定される洪水被害に関しては、園舎の3階に避難することで安全を保つことができると考えている。乳児室は1階のため3階まで、職員がおんぶして避難する訓練を行っている。また、「登降園チェック表」を基に子ども的人数確認を行うこととしている。隣接している消防署や近くの警察署との交流があり、安全や防犯への知識を深めている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>法人が作成している「行動規範」に、具体的な保育支援について明記されている。職員全員に配付され、人権養護については読み合わせをしているが、保育支援や保護者支援については読み合わせまでには至っていない。自己チェックをして、標準的な実施方法について確認する考えもある。園内で話し合いを進め、標準的な実施方法の周知を期待する。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 月1回クラス会議があり、園長・主任が加わって保育内容について話し合っている。その際に、園長や主任が子ども支援や保育室の環境についてアドバイスをしている。担任の思いを十分に聞き取り、適切な助言をすることを心掛けている。標準的な実施方法の検証や見直しについては、法人全体に関わる部分については、法人と連携して検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 入園時の保護者からの聞き取りや日々の連絡ノートから、乳児クラスは個別の指導計画が作成されている。今後も、具体的な個別の指導計画を作成することを期待する。指導計画以外に、毎日「保育日誌」を記載している。3歳以上児については、様々な記録を工夫することで、個別的な保育を可能とする指導計画を検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 幼児のクラス会議や縦割り保育会議を通して、職員間で保育内容の共有を図っている。また、朝礼で園庭を使う時間の打ち合わせを行い、子どもたちが有効に遊べる環境を確保している。指導計画は毎月見直しが行われ、課題が明確にされた上で、次月の指導計画が立案されている。今後は、見直しによって保育内容が変更された場合の周知方法について検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 保育の記録は年1回の記載であるが、特記事項等は必要に応じて記載している。記載方法は、記載用紙に説明書きがあり、記録に差異がないようにしている。パソコンは各クラスに1台ずつあり、行事の計画等がいつでも確認でき、情報共有が可能になっている。保護者への緊急連絡は、「きずなネット」から配信している。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 子どもの記録や情報の書類は、施錠できる書庫に保管されている。必要時は、園長・主任が開錠することになっている。園全体も、警備会社にてセキュリティ対策が行われている。今後は、個人情報の取扱いについて、保護者に周知することを検討されたい。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は年度末に見直しをしている。コロナ禍により、地域交流や特色ある保育が十分にできなかった。コロナ下においても、出来る方法を検討し、次年度に向けての作成の参考にしたいと考えている。「保育の全体的な計画」の見直しは園長・主任のみで行っているが、今後はより多くの職員の参加を得て行き、職員周知に繋がることを期待したい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもたちが快適に生活出来るように、加湿器や換気をこまめに行っている。冬は床暖房があり、子どもが床でゴロゴロしても快適である。保育室の家具は耐震対策が施され、子どもの通る高さの角など危険な所は安全対策をしている。子ども達のさらなる快適さを求めて、くつろぎスペース等を、さらに改善することを考えている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの気持ちを受容するように、イヤイヤ期に丁寧に対応している。子どもが自ら気持ちを切り替えられるように、子どもの様子に合わせて言葉を選んでいる。子どもへの声かけで、悩んだりした時は職員間で話し合い、複数担任の良さを生かしながら個別に丁寧に対応している。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>乳児クラスは育児担当制になったことで、子ども一人ひとりのペースに合わせて、生活習慣が身に着くように丁寧に支援している。また、子どものやりたい気持ちを大切に、何をどのように支援したらよいかを見極めている。様々な機会を捉え、子ども自身に、生活習慣を身に着けることの大切さを教えようとしている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが主体的に遊び出せるよう、取り出しやすい場所に玩具を準備している。縦割り保育で、散歩は異年齢で行ったり、園庭での遊びも十分な時間を確保して遊べるようにしたりしている。コロナ禍によって地域交流はほとんどなくなったが、公園で地域の方と出会うこともあり、公共のマナーやルールも身に着ける機会となっている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>産休明けからの保育を実施しており、保育室には3台のベビーベッドがある。歩き始めの子どもには探索活動や移動が出来るように、安全への十分な配慮を行っている。言葉が不十分な年齢であるので、子どもの表情を読み取り、代弁するように心掛けている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>自分でやりたい気持ちを大切に、言葉かけのタイミングや言葉選びの工夫をしている。子どもの動きに合わせた動線を考え、探索活動ができる環境作り心掛けている。2歳児は、縦割り保育を通して異年齢交流を図って年上の子どもの動きから遊びを広げている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 年3回の行事の際と週2回の縦割り保育の機会がある。集団遊びも行い、3歳児は出来ることに参加し、4、5歳児から遊びの刺激を受けている。職員が仲立ちとなり、異年齢の子どもの思いを伝え、お互いの気持ちを大切にしながら保育をしている。コロナ下ではあるが、小学校へ、子どもたちの保育活動について伝える工夫を望みたい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもの個別の指導計画を立案している。園で毎月ねらいを決め、指導計画を立案している。保護者が相談内容を記載する用紙もあり、保護者ニーズを計画に盛り込んでいる。市から専門職員（心理士）の巡回指導があり、質問したり助言をもらったりして、職員間で共通理解をしている。園での障害児保育について、他の保護者の理解を得る取組みを期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 担任がシフト制のため、引継ぎは口頭で行っている。出勤時には、必ず「朝礼ノート」を確認することになっており、情報共有を行っている。長時間保育では、おやつは提供せず水分補給を行っている。長時間保育の計画としては、月案が作成されている。子どもたちは縦割り保育で、異年齢交流を図る時間帯でもある。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 「保育の全体的な計画」の中に、就学についての記載がある。小学校への期待感を持てるように、紙芝居等で知らせる工夫もある。小学校との連携は文書のみで、幼保小連絡協議会は開催されていない。今後、就学に向けてのスムーズな移行を目指して、小学校との連携や合同研修などを検討されたい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 「入園のしおり」で、子どもの健康や感染症について丁寧に記載し、保護者理解を得ている。「保健だより」は、法人の看護師が作成し、定期的に保護者に配付している。保健計画も作成され、月の計画に盛り込まれている。今後はSIDS（乳幼児突然死症候群）について、保護者に知らせていくとともに、職員間で学び合う機会を持つことを期待する。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断・歯科健診が、年間計画に沿って行われている。子どもの健康の記録用紙に結果を記載し、保護者へは特別な所見があった場合に、かかりつけ医を受診するように連絡している。歯科医から、虫歯は少ないが咀嚼をしっかりするようアドバイスがあった。アドバイスを受け、給食材料に根菜類を増やすようにし、子どもの顎の成長を促す手立てとした。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> アレルギー児の献立について、保護者・園長・調理師で面談を行い、除去食や代替え食について確認している。トレーや食器等を色分けし、視覚的に分かりやすくして誤食を防止している。また、食事を提供する際は、必ず複数の職員がチェックを行っている。市のアレルギー研修への参加機会があるが、園内でもアレルギー研修を行い、知識を再確認することを期待したい。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉠ ・ b ・ c
<コメント> その日に使う食材に触れ、食への興味が持てるようにしている。具体的には、ほうれん草と小松菜の違いを知ったり、インゲン豆等に触れ、調理前の野菜の原形を知る機会としている。苦手なものを少しずつ食べられるように、「今日触ったね」、「美味しいね」等の声をかけている。年3回、家庭でも作りやすいメニューのレシピを保護者に知らせている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 月1回、給食会議を開催し、子どもの残食状況や食材の大きさなどについて話し合っている。調理師は、月1回子どもたちの食事の様子を見に保育室に出向き、献立や調理方法の参考にしてている。子どもの体調や食欲、嗜好に応じて、食事量を調節して盛り付けるようにしている。園庭で季節の野菜を育て、市販のものとは食べ比べをして、食への知識や興味を深める機会としている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 「連絡ノート」は2歳児クラスまで使用し、保護者と連絡を密にしている。3歳以上のクラスは毎日保育内容を掲示し、保護者理解に繋げている。保護者との送迎時の会話の内容で、必要なものは「児童記録」や「朝礼ノート」に記載して保育の参考にしてている。個人懇談会も開催し、保護者の相談を丁寧に聞く機会を設けている。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 送迎時の会話を大切に、保護者の様子を見守るようにしている。相談は、保護者の就労時間に応じて、都合の良い時間にできるように配慮している。子どもの成長を伝え、安心できる言葉をかけるようにしている。さらに、職員がコミュニケーション能力を高める学びとなるような研修の実施を期待する。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 児童相談所から家庭での虐待を疑われる案件の問合わせがあり、園長の専任事項として対応している。法人作成の「虐待防止指針」があるが、内容の主体は高齢者虐待と障害者虐待となっており、幼児虐待の部分は割愛されている。全国で子どもへの権利侵害が起きている折でもあり、指針には幼児虐待に関する記述の追記が求められる。「早期発見の日常チェックポイント」の活用が望まれる。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉠ ・ c
<コメント> 目標管理の一環としての法人の仕組みがあり、園長と主任は「目標達成度評価シート」を使い、正規職員は「自己評価」のシートを使って自己評価を行っている。これらのシートが職員個々の育成には役立てられているが、集計・分析を加え、園全体の課題の抽出や改善に活用されることを期待したい。		